



環 管 - 510  
平成29年7月5日

エコシステム花岡株式会社  
代表取締役社長 下 總 正 則 様

秋田県知事 佐 竹 敬 久



エコシステム花岡株式会社廃棄物最終処分場新設事業に係る  
環境影響評価準備書に対する意見について（通知）

このことについて、秋田県環境影響評価条例第19条第1項の規定に基づく環境の  
保全の見地からの意見は次のとおりです。

なお、別添の関係市長の意見についても十分配慮してください。

## 1 総括的事項

- (1) 評価書の作成に当たっては、準備書の内容を精査した上で、記載内容を正確かつわかりやすいものとする事。
- (2) 事業の実施に当たっては、環境保全措置について工事施工業者等への周知・指導に努め、その確実な履行を確保すること。  
また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。
- (3) 現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講じること。

## 2 個別的事項

### (1) 大気質

降下ばいじんについて、「資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行」、「埋立・覆土用機械の稼働」及び「廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行」に伴う影響の予測及び評価を行っていないことから、適切に予測及び評価し、評価書に記載すること。

### (2) 騒音

建設機械の稼働や発破工事に伴い、最も近接する集落において騒音レベルが10デシベル以上増加すると予測されていることから、工事の実施に当たっては周辺住民の理解を得るよう努めるとともに、適切な環境保全措置を講じること。

(3) 振動

建設機械の稼働に伴い、最も近接する集落において振動レベルが10デジベル以上増加すると予測されているほか、発破工事に伴う影響も懸念されることから、工事の実施に当たっては周辺住民の理解を得るよう努めるとともに、適切な環境保全措置を講じること。

なお、環境保全施策との整合性を評価していない項目について適切に評価し、評価書に記載すること。

(4) 水質

工事の実施に伴う水の濁りの影響について、予測に用いた降雨強度の妥当性を精査するとともに、必要に応じて仮設沈砂池において水の濁りの状況を把握する等、濁水流出防止等の環境保全措置を適切に講じること。

(5) 水質及び地下水

供用後に実施する排水及び地下水の環境監視調査に当たっては、適切な時期及び回数を設定するとともに、必要に応じて調査地点を追加する等して水質の状況を適切に把握すること。

(6) 土壌

事業の実施に伴う土壌汚染については、地表面から50cmの深度までの試料で調査、予測及び評価しているが、本事業は掘込み型の最終処分場であることから、深部の土壌の性状についても適切に把握し、汚染土壌が拡散することのないよう配慮すること。

(7) 動物

ア コウモリ類に関する事後調査の実施に当たっては、専門家等の助言を得ながら適切な調査時期を設定するとともに、必要に応じて調査回数を増やす等して、生息状況を適切に把握すること。

イ 事業の実施に伴い消失するイカルチドリ等の繁殖地の代償措置については、可能な限り繁殖地としての利用状況を把握し、専門家等の助言を得ながら必要に応じて追加的な措置の要否を判断すること。

(8) 植物

保全対象種としたトキソウ等の移植に当たっては、移植先の環境を確認した上で、専門家等の助言を得ながら慎重に実施すること。

【担当】

秋田県生活環境部環境管理課

環境審査班 高橋、片山

電話 018-860-1601

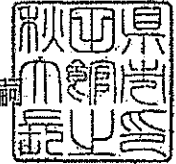
FAX 018-860-3881



29環収第93号  
平成29年6月2日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

大館市長 福原 淳 嗣



エコシステム花岡株式会社廃棄物最終処分場新設事業に係る  
環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

平成29年5月24日付け環管一314で照会のあった標記のことについては次  
のとおりです。

- 1 粉塵及び騒音の防止、汚水の処理について周辺的环境に影響を及ぼさないよう  
配慮してください。
- 2 工事の際、土器等を発見した場合は、現状のまま遅延なく市へご連絡ください。